	令和4年度第4回横浜市大規模小売店舗立地審議会会議録
日 時	令和4年11月2日(水)午前10時01分~午前11時02分
開催場所	横浜市庁舎23階共用会議室23-N03 (WEB会議形式)
出席者	石塚会長、上野委員、大西委員、才原委員、藤井委員、松行委員
欠 席 者	白石委員
開催形態	公開(傍聴者0人)
議題	1 審議事項
	「(仮称)戸塚汲沢計画」新設計画について
	2 審議事項
	「(仮称)たまや新上郷店」新設計画について
決定事項	1 「(仮称)戸塚汲沢計画」新設計画について、事務局の通知案のとおりとす
	る。
	2 「(仮称)たまや新上郷店」新設計画について、事務局の通知案のとおりとす
	る。
議事	開会
	〇石塚会長
	それでは、ただいまから令和4年度第4回横浜市大規模小売店舗立地審議会を
	開会いたします。皆様、お忙しい中、御出席いただいてありがとうございます。
	初めに、委員の出席状況と会議の公開について、事務局から報告をお願いいた
	します。
	○事務局 オロの家業への委員の川座仏辺とのいてですが、委員公教フタ中、現時上で「
	本日の審議会の委員の出席状況についてですが、委員総数7名中、現時点で5 名の委員の方に御出席いただいております。本審議会条例第6条第2項の規定に
	より、会議開催の定足数に達していることを御報告いたします。
	次に、本審議会の公開についてですが、本審議会は、横浜市の保有する情報の
	公開に関する条例第31条の規定により、公開で行われますことを御報告いたしま
	す。以上です。
	〇石塚会長
	それでは、議事に移らせていただきますが、議事進行は、本審議会条例第5条
	第3項の規定により、会長である私が務めさせていただきますので、御協力をよ
	ろしくお願いいたします。
	まず、今回の会議録についてですが、次回の審議会開催までおおむね2か月以
	上の期間を要することが判明している場合、事前に会議録確認者を定めて、確認
	者からの確認書提出をもって公表することとしております。次回開催の予定につ
	いて、事務局から報告をお願いいたします。
	○事務局
	現在の届出状況から考えますと、次回開催はおおむね2か月以上先になる見込

みでございます。また、前回9月26日に開催されました第3回審議会会議録につきましても、現在作成中の状況でございます。

〇石塚会長

ありがとうございます。それでは、議長を除く出席委員の中から、前回の審議 会の会議録と併せて会議録確認者を藤井委員にお願いしたいと思いますが、よろ しいでしょうか。

(異議なし)

議題

1 審議事項

「(仮称)戸塚汲沢計画」新設計画について

〇石塚会長

それでは、議題1、審議事項の「(仮称)戸塚汲沢計画」新設計画について、 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

※「(仮称)戸塚汲沢計画」新設計画について説明

(途中 大西委員入室)

以上を踏まえて、法第8条第4項の本市意見を有しないものと判断しておりま す。なお、以下について付帯事項としたいと考えております。

「当該店舗の周辺には、多くの住宅が立地しています。そのため、説明会での 出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することで生活環 境が悪化することがないよう、必要な対策を講じてください。

特に来店経路について、大きく迂回が生じる計画となっていることから、来店者に対し来店経路の周知・誘導を徹底してください。

また、開店後、駐車場出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

以上で説明を終わります。

〇石塚会長

ありがとうございます。

私が聞き漏らしたのかもしれませんが、来退店経路の説明の中で、退店経路の 御説明を頂かなかったような気がするのですけれども。

○事務局

失礼しました。では、退店経路について説明いたします。

※退店経路について説明

〇石塚会長

どうもありがとうございます。それでは、御質問、御意見などございましたら お伺いしたいと思います。最初に上野委員、お願いいたします。

〇上野委員

騒音源の影響があるところに防音壁なども立てていただいているので心配ないとは思っているのですが、1点だけ確認したいのは、高さが複雑で読み切れていないところもあります。P3のところにキュービクルの影響があるということで防音壁を立てたと思いますが、この防音壁の2.7メートルというのと、15ページの夜間の定常騒音で、予測地点P3の発生源の高さが2.7メートルとあります。防音壁が2.7メートルで発生源の高さも2.7メートルということだと、防音壁の高さと同じ上端のところに発生源があるように読めるのですが、その辺の高さ関係のところを少し補足説明していただけますか。

〇事務局

少々お待ちください。

〇事務局

届出書の中からお調べしますので、後ほどでよろしいでしょうか。

〇上野委員

はい。よろしくお願いします。

〇石塚会長

それでは次、大西委員、お願いできればと思います。

〇大西委員

基本的に、この付帯事項に書かれていることを守っていただくということでよろしいかと思います。

〇事務局

ありがとうございます。

〇石塚会長

続きまして、才原委員、お願いいたします。

〇才原委員

私も大西委員と同様で付帯事項のとおりだと思いますが、今回は隣のヤマダデンキのほうがどうやら迂回路が少なくて済む状況のようで、恐らく実際に営業が始まるとヤマダデンキの駐車場に止めるお客さんが大変多くなるかと想像されますので、その辺を上手にやっていただければいいのかなと思いました。

○事務局

ありがとうございます。

〇石塚会長

続きまして、藤井委員、お願いいたします。

〇藤井委員

今回は、交差点No. 3から東へ進んで戸塚駅から帰ってくると、かなり長く

なるので懸念しております。具体的には、交差点No.3で右折して曲がって、 南の道に入っていって転回する車が出るのではないかと懸念しており、その先に 行くとシャトレーゼやクリーニング店、ドラッグストアなどの商業施設の比較的 広い駐車場などがあるので、そこで転回して長後街道に戻って入店を試みる来店 者もおられるおそれがあるのではないかと考えています。また、最も好ましくな いのは、店舗南側のマンションの駐車場入口など少し広くなっているところで転 回して、そこから長後街道に戻るという懸念があるかなと思っています。近隣住 民の要望で東側の入庫を取りやめた経緯もあるようですが、付帯事項のとおり、 開店後の状況には十分気をつけていただくように、当該事業者と設置者に申し送 りしていただくとともに、今回の件については横浜市のほうで開店後も十分に目 を配っていただければと思います。

○事務局

付帯事項の内容につきましては、事業者にしっかりと伝えていきます。また、 開業後も何か課題が出るようであれば、市も積極的に相手方へ申入れをしていき たいと思っております。

〇石塚会長

それでは、松行委員、お願いします。

〇松行委員

私も懸念しているのは、やはり非常に長い、戸塚駅のところに流れる迂回経路ですので、今まで先生方がおっしゃられたように、ほかの経路を取らないように事業者によく申し伝えていただき、モニタリングもしっかりとやっていただければと思います。

〇事務局

しっかりと見ていきたいと思っております。

〇石塚会長

そのほかに何か御意見などございますでしょうか。先ほどの、調べていただいているものは、また後でお願いします。

〇事務局

次の案件を説明させていただいている間に調べて、後ほどお答えしたいと思います。

〇石塚会長

分かりました。では、このまま進めさせていただいて、迂回経路についてなどいろいろ心配な点もある件だと思いますが、始まった後のモニタリング等をしっかりしていただくということで、ただいまの「(仮称)戸塚汲沢計画」の法第5条第1項に基づく届出について、審議会の答申としましては、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しない旨を通知することを相当とするとし、なお、以下について付帯事項といたします。

「当該店舗の周辺には、多くの住宅が立地しています。そのため、説明会での 出席者からの意見を真摯に受け止め、来客車両が住宅地を通過することで生活環 境が悪化することがないよう、必要な対策を講じてください。

特に来店経路について、大きく迂回が生じる計画となっていることから、来店者に対し来店経路の周知・誘導を徹底してください。

また、開店後、駐車場出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

ということでよろしいでしょうか。

(了承)

〇石塚会長

それでは、御承認いただきました通知案の内容をもって、会長名で横浜市長宛 てに答申いたします。なお、審議会閉会後の事務手続きの中で、てにをはの修正 など、事務局から答申書について確認する必要が生じた際については、私に一任 していただくということでよろしいでしょうか。

(了承)

2 審議事項

「(仮称)たまや新上郷店」新設計画について

〇石塚会長

では、次に議題2「(仮称)たまや新上郷店」新設計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局

※「(仮称)たまや新上郷店」新設計画について説明

以上を踏まえて、法第8条第4項に基づく本市の意見はなしとしたいと考えて おりますが、近隣に住宅が立地していることや、来退店経路が大きく迂回する経 路設定になっていること等を勘案して、次の内容を付帯事項としたいと考えてお ります。

「来退店経路について、大きく迂回が生じる計画となっていることから、来店者に対し来退店経路の周知・誘導を徹底してください。

開店後、駐車場及び駐輪場の出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

説明は以上になります。

〇石塚会長

それでは、本件について御質問、御意見などございましたらお伺いしたいと思

います。まず、上野委員、お願いできますでしょうか。

〇上野委員

こちらの事務局案のとおりで結構だと思います。

〇石塚会長

次、大西委員、お願いいたします。

〇大西委員

こちらも付帯事項をつけていただきましたので、これを徹底していただければ と思います。

〇石塚会長

続きまして、才原委員、お願いできますでしょうか。

〇才原委員

この件に関しては既存店舗からの移転と聞いていますし、現状よりはかなり交 通関係等含めて良くなるような状況だと認識していますので、これでよいのでは ないかと思います。

〇石塚会長

続きまして、藤井委員、お願いいたします。

〇藤井委員

これも汲沢の件同様、開店後の状況に対して十分に気をつけていただいて、付 帯事項のとおり、必要に応じて適切な対策を講じていただくように申し送りして いただくことと、横浜市も開店後の状況に目を配っていただきたいと思います。 特に来退店経路の近くに小・中学校もございますので、その辺は十分に気をつけ ていただければと思います。

〇石塚会長

松行委員、お願いできますでしょうか。

〇松行委員

先生方がおっしゃったのと同じですが、特にここは来退店経路がかなり迂回してしまいますので、右折アウトをしてしまわないように、その辺はきちんと気をつけていただきたいと思います。

〇石塚会長

本件について、そのほかにございますでしょうか。

大丈夫そうですので、それでは、ただいまの「(仮称)たまや新上郷店」の法第5条第1項に基づく届出について、審議会の答申としまして、法第8条第4項に基づく横浜市の意見を有しない旨を通知することを相当とするとし、なお、以下について付帯事項といたします。

「来退店経路について、大きく迂回が生じる計画となっていることから、来店 者に対し来退店経路の周知・誘導を徹底してください。

開店後、駐車場及び駐輪場の出入口の安全対策、店舗周辺の交通環境、及び近

隣住宅の生活環境等に問題が生じた場合には、関係機関と協議の上、速やかに適切な対策を講じてください。」

ということで、よろしいでしょうか。

(了承)

〇石塚会長

それでは、本件につきましては、御承認いただきました通知案の内容をもって、会長名で横浜市長宛てに答申いたします。なお、審議会閉会後の事務手続きの中で、てにをはの修正など、事務局から答申書について確認する必要が生じた際については、私に一任していただくということでよろしいでしょうか。

(了承)

〇石塚会長

ここで、先ほどの戸塚の件について説明をお願いします。

○事務局

先ほど上野委員から御質問いただいた件について、御説明させていただきたいと思います。お手元の資料にもございますが、左下に黄色くEという写真がございます。この写真Eを御覧になっていただきますと、四角い箱のようなものがありますが、こちらがキュービクルになっておりまして、私も現場を見ているのですが、高さは2.7メートルです。防音壁ですが、このキュービクルに合わせ、高さ2.7メートルの防音壁を設置する計画になっており、防音壁を設置することで基準をクリアしていくという内容になっています。こちらについては、高低差があるということではなくて、現状の写真を見ていただくとおり、キュービクルに合わせて設置する計画になっています。

〇上野委員

どうもありがとうございました。一般的には、塀は(影響を)受ける場所と発生源との間に入ってこないと、発生源が見えてしまう位置だと効果がないので、その点で発生源と同じ高さの塀を立てるというのが有効なのかなという疑問で質問させていただきました。実際には、上端に発生源があるというよりは、もう少し低いところから発生しているということでしょうか。

○事務局

おっしゃるとおりで、届出書にもキュービクルが2.7メートルと高いので、2.7メートルで予測しているというような注意書きがあり、実際は天端からというわけではなく、もっと下のほうから発生するということで、今回は予測しているということになっています。

〇上野委員

分かりました。結論として、基準を満たしているということになりますし、問題ないと思います。

〇石塚会長

それでは、戸塚汲沢の件についても先ほど決定したとおりということで差し支 えないかと、今の議論で確認いたしました。

閉会

〇石塚会長

それでは、これをもちまして令和4年度第4回横浜市大規模小売店舗立地審議会を閉会いたします。委員の皆様、御協力ありがとうございました。

1 資料

- ・資料1 「(仮称) 戸塚汲沢計画」新設計画について
- ・資料2 「(仮称) たまや新上郷店」新設計画について